

香川県病院局組織規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

香川県病院事業管理者 槇野博史

香川県病院局管理規程第2号

香川県病院局組織規程等の一部を改正する規程

(香川県病院局組織規程の一部改正)

第1条 香川県病院局組織規程(平成19年香川県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職の設置)</p> <p>第3条 略</p> <p>本庁</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 次長</u></p> <p><u>(3)～(14)</u> 略</p> <p>略</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 局に、<u>次長及び政策主幹</u>を置くことができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>前各項</u>の職(その他の職員を除く。)には、それぞれ当該組織上の名称を付するものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 次長は、病院事業管理者の特命事項を掌理し、局の事務につき局長を補佐する。</u></p> <p><u>3～8</u> 略</p>	<p>(職の設置)</p> <p>第3条 局に、次に掲げる職を置き、職員をもってこれに充てる。</p> <p>本庁</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(13)</u> 略</p> <p>略</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 局に、政策主幹を置くことができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>前3項</u>の職(その他の職員を除く。)には、それぞれ当該組織上の名称を付するものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2～7</u> 略</p>

(香川県立病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 香川県立病院事務決裁規程(平成19年香川県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第6条関係）			別表第1（第2条、第6条関係）		
県立病院	代決者		県立病院	代決者	
	第1順位	第2順位		第1順位	第2順位
香川県立中央病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、サービス関係事務については総務課長）。ただし、 <u>栄養士、管理栄養士</u> 、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に係る特定サービス関係事務（別表第3の2の項（3）、（5）、（7）、（8）及び（10）から（13）までに掲げるものをいう。以下同じ。）については、技師長	香川県立中央病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、サービス関係事務については総務課長）。ただし、 <u>栄養士、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士</u> に係る特定サービス関係事務（別表第3の2の項（3）、（5）、（7）、（8）及び（10）から（13）までに掲げるものをいう。以下同じ。）については、技師長
略			略		

（香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第3条 香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料表） 第3条 略 （1） 略 （2） 略 ア 略	（給料表） 第3条 給料表の種類及びその適用範囲は、次に掲げるとおりとする。 （1） 略 （2） 医療職給料表 ア 医療職給料表（一） 県立病院に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師

イ 医療職給料表(二) 県立病院に勤務し、調剤業務に従事する薬剤師、栄養の管理業務又は管理指導業務に従事する栄養士又は管理栄養士並びに本来の業務に従事する診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師

ウ 略

(3) 略

2・3 略

第5条 削除

(初任給基準)

第6条 第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員の初任給の基準は、行政職給料表又は技能職給料表の適用を受ける職員にあってはそれぞれ初任給等規則別表第15に規定する行政職給料表初任給基準表又は技能職員の給与に関する規則別表第3に規定する初任給基準表の例によるものとし、医療職給料表の適用を受ける職員にあっては初任給基準表(別表第7、別表第8又は別表第9)に定めるとおりとする。

(初任給調整手当)

第8条 初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)については、給与条例及び一般職任期付職員条例の適用を受ける者の例による。この場合において、初任給調整手当に関する規則(昭和36年香川県人事委員会規則第9号)第6条第1項中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程(平成19年香川県病院局管理規程第8号)別表第12」と、同条第2項及び第3項の規定中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第12」とする。

イ 医療職給料表(二) 県立病院に勤務し、調剤業務に従事する薬剤師、栄養の管理業務又は管理指導業務に従事する栄養士並びに本来の業務に従事する診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師

ウ 略

(3) 略

2・3 略

(級別資格基準)

第5条 第3条第1項に規定する給料表の職務の級を決定する場合に必要な資格は、行政職給料表又は技能職給料表の適用を受ける職員にあってはそれぞれ職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和60年香川県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。)別表第8に規定する行政職給料表級別資格基準表又は技能職員の給与に関する規則別表第3に規定する級別資格基準表の例によるものとし、医療職給料表の適用を受ける職員にあっては級別資格基準表(別表第4、別表第5又は別表第6)に定めるとおりとする。

(初任給基準)

第6条 第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員の初任給の基準は、行政職給料表又は技能職給料表の適用を受ける職員にあってはそれぞれ初任給等規則別表第18に規定する行政職給料表初任給基準表又は技能職員の給与に関する規則別表第4に規定する初任給基準表の例によるものとし、医療職給料表の適用を受ける職員にあっては初任給基準表(別表第7、別表第8又は別表第9)に定めるとおりとする。

(初任給調整手当)

第8条 初任給調整手当については、給与条例及び一般職任期付職員条例の適用を受ける者の例による。この場合において、初任給調整手当に関する規則(昭和36年香川県人事委員会規則第9号)第6条第1項中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程(平成19年香川県病院局管理規程第8号)別表第12」と、同条第2項及び第3項の規定中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第12」とする。

(災害応急作業等手当)

第18条の2 災害応急作業等手当は、職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の作業その他管理者が定める業務（条例第19条第1項に規定する災害派遣手当に相当する手当が支給される日におけるものを除く。）に従事したときに支給する。

- 2 災害応急作業等手当の額は、従事した日1日につき1,080円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、1,620円）とする。

(特殊現場作業手当)

第18条の3 略

- 2 特殊現場作業手当の額は、従事した日1日につき400円（心身に著しい負担を与えると認められる業務として管理者が定めるものにあっては、1,100円）とする。

附 則

(第1種初任給調整手当の特例)

- 4 当分の間、第8条に定めるもののほか、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対して、月額5万円（育児短時間勤務職員等にあっては、その額に就業規程第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）の第1種初任給調整手当を支給する。

(救急病院看護業務手当)

13 略

(1) 略

(災害応急作業等手当)

第18条の2 災害応急作業等手当は、職員が豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある場所又は発生した場所（それぞれ県の区域外の場所に限る。）において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したときに支給する。

- 2 災害応急作業等手当の額は、従事した日1日につき730円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、1,095円）とする。

(特殊現場作業手当)

第18条の3 略

- 2 特殊現場作業手当の額は、従事した日1日につき400円とする。

附 則

(初任給調整手当の特例)

- 4 当分の間、第8条に定めるもののほか、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対して、月額50,000円（育児短時間勤務職員等にあっては、その額に就業規程第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）の初任給調整手当を支給する。

(救急病院看護業務手当)

- 13 基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）における看護職員処遇改善評価料の施設基準を満たす県立病院に勤務する職員が、令和5年4月1日から当分の間、当該職員の所掌する看護業務等その他の医療サービスを患者に直接提供する業務に従事したときは、第9条の規定に関わらず、特殊勤務手当として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める救急病院看護業務手当を支給する。

(1) 略

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、心理士、管理員及び薬剤師 1月につき4,125円

(3) 略

(初任給の決定の特例)

21 当分の間、再採用（かつて職員であったことを受験資格とする選考により再び採用することをいう。以下同じ。）された職員の初任給は、再採用の日の前日から、退職した日から再採用の日の前日までの期間につき、当該職員の経験年数に相当する期間を遡った日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該遡った日において、当該退職した日における給与条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員が受ける号給（以下「退職日級号給」という。）を基礎とし、かつ、局内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該再採用の日に属することとなる職務の級及び受けることとなる号給を超えない範囲内で決定する。

別表第4から別表第6まで 削除

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、心理士、管理員及び薬剤師 1月につき4,125円

(3) 略

(初任給の決定の特例)

21 当分の間、再採用（かつて職員であったことを受験資格とする選考により再び採用することをいう。以下同じ。）された職員の初任給は、再採用の日の前日から、退職した日から再採用の日の前日までの期間につき、別表第5及び別表第6の級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間を遡った日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該遡った日において、当該退職した日における給与条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員が受ける号給（以下「退職日級号給」という。）を基礎とし、かつ、局内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該再採用の日に属することとなる職務の級及び受けることとなる号給を超えない範囲内で決定する。

別表第4（第5条関係）

医療職給料表(一)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
医師	大学6卒		6
歯科医師		0	6

備考

- 1 職務の級欄に定める上の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。次表及び別表第6において同じ。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第5（第5条関係）

医療職給料表(二)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	
薬剤師	大学6			2	3	別に定	
	卒		0	2	5	める	
	大学卒			5	3	別に定	
			0	5	8	める	
栄養士 衛生検査技師	大学卒			5	3	別に定	
	短大卒		0	5	8	める	
				2.5	5	3	別に定
			0	2.5	8	11	める
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	大学卒			5	3	別に定	
	短大3		0	5	8	める	
				1	5	3	別に定
			0	1	6	9	める
歯科衛生士	短大3			1	5	別に定	
	卒	0	1	6		別に定 める	
	短大2			2.5	5	別に定	
		卒	0	2.5	8	める	別に定 める
歯科技工士	高校専攻科卒			4	5	別に定	
	短大3		0	4	9	める	
				1	5	別に定	
		卒	0	1	6	める	別に定 める
短大2			2.5	5	別に定		
	卒	0	2.5	8	める	別に定 める	
あん摩マツ	短大3			1	5	別に定	

サージ指圧 師	卒	0	1	6	める	める
	短大2		2.5	5	別に定	別に定
	卒	0	2.5	8	める	める
	高校卒		5	5	別に定	別に定
		0	5	10	める	める

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第6（第5条関係）

医療職給料表(三)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
保健師 助産師 看護師	大学卒			5	別に定	別に定
			0	5	める	める
准看護師	短大卒			7	別に定	別に定
			0	7	める	める
准看護師	准看護 師養成 所卒	0	別に定	別に定	別に定	別に定
			める	める	める	める

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号の学校又は同条第2号の准看護師養成所の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第7（第6条関係）

医療職給料表(一)初任給基準表

略

別表第7（第6条関係）

医療職給料表(一)初任給基準表

略

備考 この表の適用を受ける職員の経験年数については、その免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第8（第6条関係）

医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
略		
栄養士	大学卒	2級5号給
<u>管理栄養士</u>	短大卒	1級15号給
衛生検査技師		
略		

備考

- 1 薬剤師、栄養士、管理栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 2 略

別表第9（第6条関係）

医療職給料表(三)初任給基準表

略

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号の学校又は同条第2号の准看護師養成所の卒業を示す。
- 2 この表の適用を受ける職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 3 略

備考 この表の適用を受ける職員に第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる初任給等規則第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医療職給料表(一)級別資格基準表の備考第2項に定めるところによる。

別表第8（第6条関係）

医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
略		
栄養士	大学卒	2級5号給
	短大卒	1級15号給
衛生検査技師		
略		

備考

- 1 この表の適用を受ける職員に第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる初任給等規則第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医療職給料表(二)級別資格基準表の備考に定めるところによる。
- 2 略

別表第9（第6条関係）

医療職給料表(三)初任給基準表

略

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」については、医療職給料表(三)級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 2 この表の適用を受ける職員に第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる初任給等規則第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医療職給料表(三)級別資格基準表の備考第2項に定めるところによる。
- 3 略

別表第10（第7条関係）

職	区分
略	
病院局次長 丸亀病院事務局長 中央病院看護部長	4種
略	

別表第13（第8条の2、第20条関係）

職	割合
略	
病院局次長 丸亀病院事務局長 中央病院看護部長	100分の10

別表第14（第20条関係）

給料表	職員	割合
行政職給料表	1 病院局長及び病院局次長並びにこれらに相当する職にある職員	100分の20
	2～4 略	
略		

別表第10（第7条関係）

職	区分
略	
丸亀病院事務局長 中央病院看護部長	4種
略	

別表第13（第8条の2、第20条関係）

職	割合
略	
丸亀病院事務局長 中央病院看護部長	100分の10

別表第14（第20条関係）

給料表	職員	割合
行政職給料表	1 病院局長及びこれに相当する職にある職員	100分の20
	2～4 略	
略		

（香川県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正）

第4条 香川県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年香川県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（経験年数を有する者の号給）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 新たに会計年度任用職員となった者のうち前条第2項に定める経験年数を有するものの号給は、前条第1項の規定によるその者の号給の号数に、当該経験年数の月数を12で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給とす</p>	<p>（経験年数を有する者の号給）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 新たに会計年度任用職員となった者のうち前条第2項に定める経験年数を有するものの号給は、前条第1項の規定によるその者の号給の号数に、当該経験年数の月数を12（別表第1の1から7まで、10及び11の項が適用される者にとっては、その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月</p>

ることができる。

附 則

(第1種初任給調整手当の特例)

- 4 当分の間、会計年度任用職員への第1種初任給調整手当の支給については、給与規程別表第12中16年未満の項2種の欄に掲げる金額を適用する。

別表第1 (第3条関係)

職種	基礎とする給料表	学歴免許等	基礎号給	上限号給
1・2 略				
3 医師事務作業補助者その他その職責がこれに準ずると管理者が認める職	略			
4 職務遂行に役立つ資格を有し、かつ資格に応じた職務に従事する医師事務作業補助者その他その職責がこれに準ずると管理者が認める職	略			
5 病棟における看護補助その他その職責がこれに準ずると管理者が認める職	略			
6・7 略				
8 診療報酬請求その他その職責がこれに準ずると管理者が認める職	別表第2行政職給料表		1級16号給	1級37号給

数にあっては、18月)で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を号数とする号給とすることができる。

附 則

(初任給調整手当の特例)

- 4 当分の間、会計年度任用職員への初任給調整手当の支給については、給与規程別表第12中16年未満の項2種の欄に掲げる金額を適用する。

別表第1 (第3条関係)

職種	基礎とする給料表	学歴免許等	基礎号給	上限号給
1・2 略				
3 医師事務作業補助者その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	略			
4 職務遂行に役立つ資格を有し、かつ資格に応じた職務に従事する医師事務作業補助者その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	略			
5 病棟における看護補助その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	略			
6・7 略				

<u>9</u> 未収金回収その他 その職責がこれに準 ずると管理者が認め る職	略
<u>10</u> 略	
<u>11</u> 病棟における夜間 看護その他その職責 がこれに準ずると管 理者が認める職	略
<u>12～15</u> 略	
<u>16</u> 栄養士、管理栄養 士、診療放射線技師、 臨床検査技師、臨床 工学技士、理学療法 士、作業療法士、視 能訓練士、言語聴覚 士、歯科衛生士その 他その職責がこれら に準ずると管理者が 認める職	略
<u>17</u> 略	
<u>18</u> 遺伝カウンセラー その他その職責がこ れに準ずると管理者 が認める職	略
<u>19・20</u> 略	

別表第4（第5条関係）

職種	経歴	換算率
別表第1の1から8まで、11及び12の項の職	略	
別表第1の10の		

<u>8</u> 未収金回収その他 その職責がこれに準 ずると管理者が認め る職	略
<u>9</u> 略	
<u>10</u> 病棟における夜間 看護その他その職責 がこれらに準ずると 管理者が認める職	略
<u>11～14</u> 略	
<u>15</u> 栄養士、診療放射 線技師、臨床検査技 師、臨床工学技士、 理学療法士、作業療 法士、視能訓練士、 言語聴覚士、歯科衛 生士その他その職責 がこれらに準ずると 管理者が認める職	略
<u>16</u> 略	
<u>17</u> 遺伝カウンセラー その他その職責がこ れらに準ずると管理 者が認める職	略
<u>18・19</u> 略	

別表第4（第5条関係）

職種	経歴	換算率
別表第1の1から7まで、10及び11の項の職	略	
別表第1の10の		

項の職
別表第1の <u>13</u> の項の職
別表第1の <u>14</u> の項の職
別表第1の <u>16</u> の項の職
別表第1の <u>17</u> の項の職
別表第1の <u>19</u> の項の職
別表第1の <u>20</u> の項の職

項の職
別表第1の <u>12</u> の項の職
別表第1の <u>13</u> の項の職
別表第1の <u>15</u> の項の職
別表第1の <u>16</u> の項の職
別表第1の <u>18</u> の項の職
別表第1の <u>19</u> の項の職

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。